

表4 食肉等の生食の公衆衛生上のリスクの大きさ及び検討の優先順位について（案）

資料3-1

- 食肉等の種別ごとの危害要因の影響の大きさ、流通実態及びリスク低減策の有無により、生食に係る公衆衛生上のリスクの大きさを決定した。
- 牛（内臓（肝臓以外））及び豚は、危害要因による影響が大きく（牛：腸管出血性大腸菌、豚：E型肝炎ウイルス）であり、流通実態があり、リスク低減策も無いことから、生食に係る公衆衛生上のリスクが高いと考えられる。
- 羊・山羊、猪、鹿、他の鳥獣は、流通は限定的で公衆衛生全体に与える影響は潜在的であるが、リスク低減策も無いため、生食に係る公衆衛生上のリスクは高いと考えられる。
- 鶏は、危害要因による影響は中程度であり、流通量はあるが、一部自治体でリスク低減策が有ることから、生食に係る公衆衛生上のリスクは中程度と考えられる。
- 馬は、危害要因の個別の検討が必要であるが、流通量が多いものの、リスク低減策（肝臓）があり、生食に係る公衆衛生上のリスクは低いと考えられる。

食肉等		検討対象とする危害要因		流通実態		リスク低減策	公衆衛生上の リスクの大きさ	優先順位
				自治体	業界			
牛	内臓（肝臓以外）	腸管出血性大腸菌 サルモネラ属菌 （無鉤条虫、肉胞子虫）	A B (D)	（あり）	（あり）	現状において無い ※胃や腸などは一般的に湯 引き処理等がされている	高 ※表面に危害要因	高
豚	肉	E型肝炎ウイルス サルモネラ属菌 （有鉤条虫、トキソプラズマ、トリヒナ）	A B (B) (D)	（あり）	—	現状において無い	高 ※内部に危害要因	高
	内臓	（有鉤条虫、トキソプラズマ、トリヒナ） （肉胞子虫）	(B) (D)	（あり）	—	現状において無い		
羊・ 山羊	肉	△サルモネラ属菌 （トキソプラズマ）	B (B)	（なし）	—	現状において無い	流通は限定的で公衆衛生全体に与える影響は潜在的であるが、生食のリスクは高いと考えられる	中
	内臓	（無鉤条虫）	(D)	（なし）	—	現状において無い		
猪	肉	△E型肝炎ウイルス （有鉤条虫、トリヒナ）	A (B)	（なし）	—	現状において無い		中
	内臓	（ウエステルマン肺吸虫）	(C)	（なし）	—	現状において無い		
鹿	肉	△腸管出血性大腸菌、E型肝炎ウイルス	A	（稀）	—	現状において無い		中
	内臓	（トキソプラズマ、トリヒナ）	(B)	（なし）	—	現状において無い		
他の 鳥獣	肉	△飼料管理等がされていないためどのような病原体等に汚染されているか不明	—	（稀）	—	現状において無い	中	
	内臓			（なし）	—	現状において無い		
鶏	肉	サルモネラ属菌	B	（多）	（あり）	一部自治体でリスク 低減策有り。厚生労働 科学研究を実施中	中	中
	内臓	カンピロバクター・ジェジュニ/コリ	C	（多）	（あり）			
馬	内臓（肝臓）	△サルモネラ属菌 （肉胞子虫）	B (D)	（多）	—	肝臓の衛生基準があり、衛生基準の遵守による効果について検討が必要	低	低
	内臓（肝臓以外）			（あり）	—			

注1）△は、危害要因となり得る病原体として考えられるもの。

注2）寄生虫は、上記品目で食中毒事例は稀で、汚染実態から見てヒトへの影響は大きくないと考えられるが、ほ乳類や鳥類の生体に広く寄生する種類のものもある。